

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号	敷地等と道路の関係の認定	建築指導課

- 1 審査基準は、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建て住宅のもので、その敷地が、幅員4メートル以上の公共の用に供する道（省令第10条の3第1項に規定する道をいい、当該道路の管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路と同等の機能を有する次のいずれかに該当するものに2メートル以上接しているもの
 - ア 農道整備事業による道
 - イ 土地改良事業による道
 - ウ 河川又は水路の管理用の道
 - エ その他これらに類する道
- 2 標準処理期間は、30日とする。